

令和6年第11回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和6年11月25日(月)

開 会 午前 9時30分

閉 会 午前 10時 5分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名(17名)

1 番 高梨 美代子

2 番 阿部 さおり

3 番 秋葉 俊一

4 番 日下部 崇喜

5 番 高橋 聡

6 番 遠田 雅弘

7 番 石川 義則

9 番 日向 弘明

11 番 佐藤 吉法

12 番 森屋 慶一

13 番 日下部 美雄

14 番 斎藤 克行

15 番 高橋 義夫

16 番 阿部 金一郎

17 番 小野 隆

18 番 佐藤 繁

19 番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名(1名)

10 番 高橋 直之

5 議長の委員席次番号及び氏名

19 番 若松 忠則

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 渡部 桂一

次長兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 長南 恵

農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

7 会議に付した議案

報告第 22 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について	(15 件)
報告第 23 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(11 件)
議案第 39 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(3 件)
議案第 40 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(2 件)
議案第 41 号	庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）	(6 件)
◎開 会（午前 9 時 30 分）		
◎諸報告		
議長	これより令和 6 年第 11 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせます。	
事務局長	本日の委員の出席状況について報告します。10 番 高橋 直之委員から欠席の連絡をいただいております。 次に本日の資料について報告します。タブレットに農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図面等、農業者年金オンラインセミナー開催チラシ、農地集積・集約化促進化セミナー開催要項、全国農業新聞掲載記事、山形県農業委員会女性の会のお知らせ、配布資料は報酬明細 2 期分、農協広報 11 月号です。 それでは、令和 6 年第 10 回総会以後の行事について報告します。「行事報告書」をご覧ください。（説明）続いて、令和 6 年第 11 回総会後の行事予定について説明します。「行事予定書」をご覧ください。（説明）	
議長	諸般の報告が終わりました。 ただ今の出席委員は 17 名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。	
◎議事録署名委員の選出		
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり） 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。12 番 森屋 慶一委員、13 番 日下部 美雄委員、両名に議事録署名委員をお願いします。 なお、書記には、事務局長を指名します。	
◎報告 報告第 22 号の上程、説明、質疑		
議長	報告第 22 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。	
事務局長	（報告第 22 号の資料に基づき、報告を説明） 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。	
議長	佐藤次長。	
佐藤次長	（報告第 22 号の資料に基づき、内容を説明）	
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第 22 号を終わります。	

◎報告	報告第 23 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 23 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 23 号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(報告第 23 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 9 番 日向委員。
9 番 日向	9 番 日向です。 7 番について、耕作面積縮小の理由は何でしょうか。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	はい。〇〇ですが、376 ㎡ある農地です。そのうち 88.1 ㎡は、すでに宅地化となっています。その分を耕作することができないため、宅地となっている面積を解約して、実際に耕作できる面積で契約をするということです。
議長	よろしいでしょうか。ほかにございますか。 ないようですので、報告第 23 号を終わります。
◎議事	議案第 39 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 39 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
議長	長南主任。
長南主任	(議案第 39 号について資料に基づき、内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、14 番 斎藤 克行委員より、現地調査報告をお願いします。
14 番 斎藤	農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 11 月 21 日に、15 番 高橋 義夫委員と事務局の長南主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。 農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 40 号の上程、説明、質疑、採決

議長	議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 40 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
議長	長南主任。
長南主任	(議案第 40 号について資料に基づき、内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、15 番 高橋 義夫委員より、現地調査報告をお願いします。
15 番 高橋	農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 11 月 21 日に、14 番 斎藤 克行委員と事務局の長南主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 北側、東側は農地、南側は雑種地で太陽光パネルがあります。西側も雑種地で自動車の保管場所となっています。 申請地の畑は、草が繁茂し、一部雑木も生えています。 周辺農地の営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用しても問題ないと見てきましたので報告します。 委員各位におかれましては、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 41 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 41 号「庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 41 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(議案第 41 号について内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。 16 番 阿部委員。
16 番 阿部	16 番 阿部です。 今回の案件の 2 番について、売買単価が 1 番に比べ安いように感じます。また、農地法 3 条の案件からみても、2 番の案件は利用集積計画事業という税制優遇を伴う事業において、この計画案を通すというのは少し問題があるように私は考えます。このような単価を認めてしまうと、一般事業というのは今後どうなるかわかりませんが、かなり設定の低い事業になってしまうのではないかと

	と懸念されます。お考えをお聞かせください。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	はい。只今の阿部委員の質問にお答えさせていただきます。 金額のところにひっかかるということでありました。 利用集積（一般事業）の売買できる要件というのがあります。一つ目は売買する農地が農用地域内であること、また二つ目として、買う方の耕作面積が336 a 以上あることです。 金額のほうは、目安はありますが、最近では目安に近い金額の売買がなく、今回は出し手の方が財産をすべて整理したいという意向があり、極端な話、金額はいくらでもよいというようなことで、出し手と受け手の双方で金額の折り合いがついたというところで、要件を満たしているとのことで、今回一般事業の案件に出ています。 最近の傾向で言いますと、売買金額が下がっていると感じるところではありますが、最終的には出し手と受け手で、この金額で良いと言った場合には、こちらのほうでは、金額が低いので3条にしてくださいとのやり方は今までできてこなかったもので、今回も一般事業で売買をするということで案を作成させていただきました。 また付け加えて申し上げますと、一般事業に関しましては、基盤強化法の一部改正に伴いまして、売買および賃貸借に関しましては、来年の2月までにしかできない契約となっております。令和7年度からは一般事業はまったくなくなってしまうです。 売買に関しましては、今度からは、農地法の第3条と、中間管理機構が行う特例事業というものでやることになります。特例事業というのはかなりハードルが高いものになっておりますので、こちらのほうでの売買は少なくなり、農地法第3条でやっていくのではと思っています。 3条と集積計画（一般事業）の違いは何かと言いますと、集積計画では嘱託登記を農業委員会が行うことができとなっておりますし、軽減もかかるというようなメリットがあります。このようなことも来年の2月の総会案件で終了することとなります。皆さんにもお知りおきいただきたいと思います。
議長	阿部委員、よろしいですか。
16 番 阿部	はい。非常に勉強になりました。 今回、議案39号と、議案41号に、両方に受け手・出し手でまたがっている方もいますので、どちらかに統一できなかったのかとの疑問も踏まえて質問させていただきました。

議長	他にございますか。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 41 号「庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）」賛成の方挙 手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 これをもちまして、令和 6 年第 11 回庄内町農業委員会総会を閉会します。
◎閉 会 （午前 10 時 5 分）	